



# 鳥取県公報

平成17年 1月28日(金)  
号外第9号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

教委規則 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則(1)(高等学校課)..... 1

## 教育委員会規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 1月28日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

### 鳥取県教育委員会規則第1号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、県内に住所を有する者の子等で高等学校(高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)、盲学校の高等部、聾学校の高等部、養護学校の高等部、高等専門学校若しくは専修学校の高等課程(以下「高等学校等」という。)</p> <p>又は大学(大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)</p> <p>若しくは修業年限が2年以上の専修学校の専門課程(以下「大学等」という。)</p> <p>に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、県内に住所を有する者の子等で高等学校、盲学校の高等部、聾学校の高等部、養護学校の高等部、高等専門学校若しくは専修学校の高等課程(以下「高等学校等」という。)</p> <p>又は大学(大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)</p> <p>若しくは修業年限が2年以上の専修学校の専門課程(以下「大学等」という。)</p> <p>に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。</p> |

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

